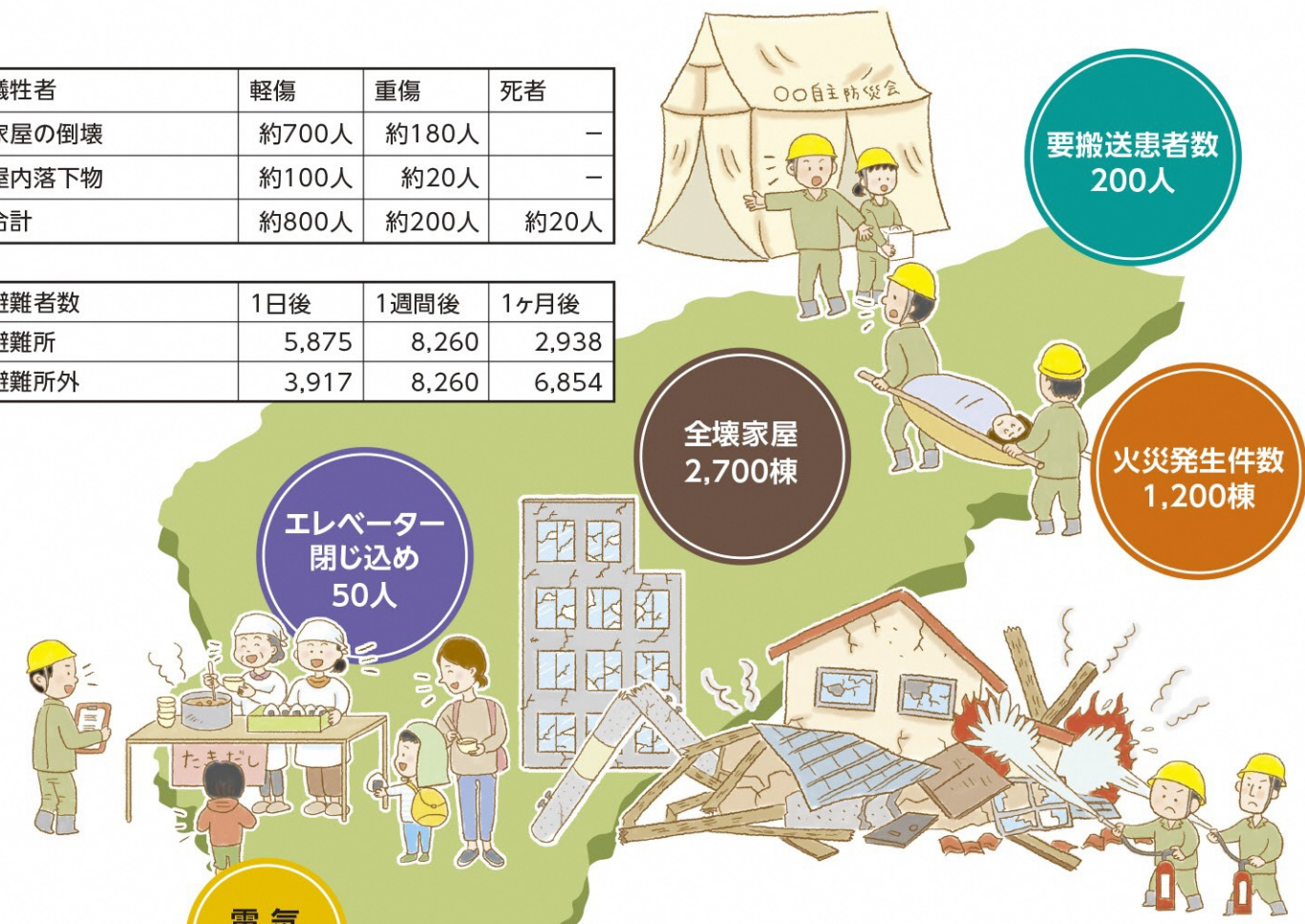


地震時の三島市の被害イメージ

南海トラフ地震や相模トラフ地震の発生により最大で次のような甚大な被害が想定されています。この想定を受けとめる上で最も重要なことは、事前の備えにより被害を軽減することができるということです。

犠牲者	軽傷	重傷	死者
家屋の倒壊	約700人	約180人	-
屋内落下物	約100人	約20人	-
合計	約800人	約200人	約20人

避難者数	1日後	1週間後	1ヶ月後
避難所	5,875	8,260	2,938
避難所外	3,917	8,260	6,854



ライフライン機能支障率	直後	1日後	7日後	1ヶ月後
上水道	97%	96%	52%	0%
下水道 (管路の状況が確認されるまで使えません)	5%	4%	1%	0%
電力	89%	78%	0%	0%
都市ガス	31%	31%	0%	0%
LPガス	20%	-	-	-
固定電話	89%	78%	0%	0%

- 災害時の医療救護体制についてはP17
- 建物の耐震化などについてはP18
- 家具の転倒などでけがをしない方法についてはP19
- 地震発生時の電気火災から我が家を守ることはP20
- 災害時の備蓄品・非常持ち出し品P22
- 避難行動要支援者についてはP23

避難と自主防災活動

三島市では、市指定避難所として23カ所の学校を町内ごとに指定しています。しかし、大規模な地震が発生したとき、すべての市民が市指定避難所に行くわけではありません。

- ① 大規模地震発生時に山・がけ崩れなどの危険が予想される地域の方は、速やかに危険区域外に逃れ、指定避難所へ避難してください。その際はできるかぎり非常持ち出し品を持ち、原則徒歩で避難します。
- ② それ以外の方は地区集会所や近くの公園など、町内会の一時避難地で安否確認を行い、無事が確認できた人は初期消火、救出、救助など自主防災活動にあたります。
- ③ その後、自宅が焼失、全半壊の人は、市指定避難所に行き被災後の生活を送りますが、自宅に居住できる人は自宅に戻って生活をします。



地震時の対応

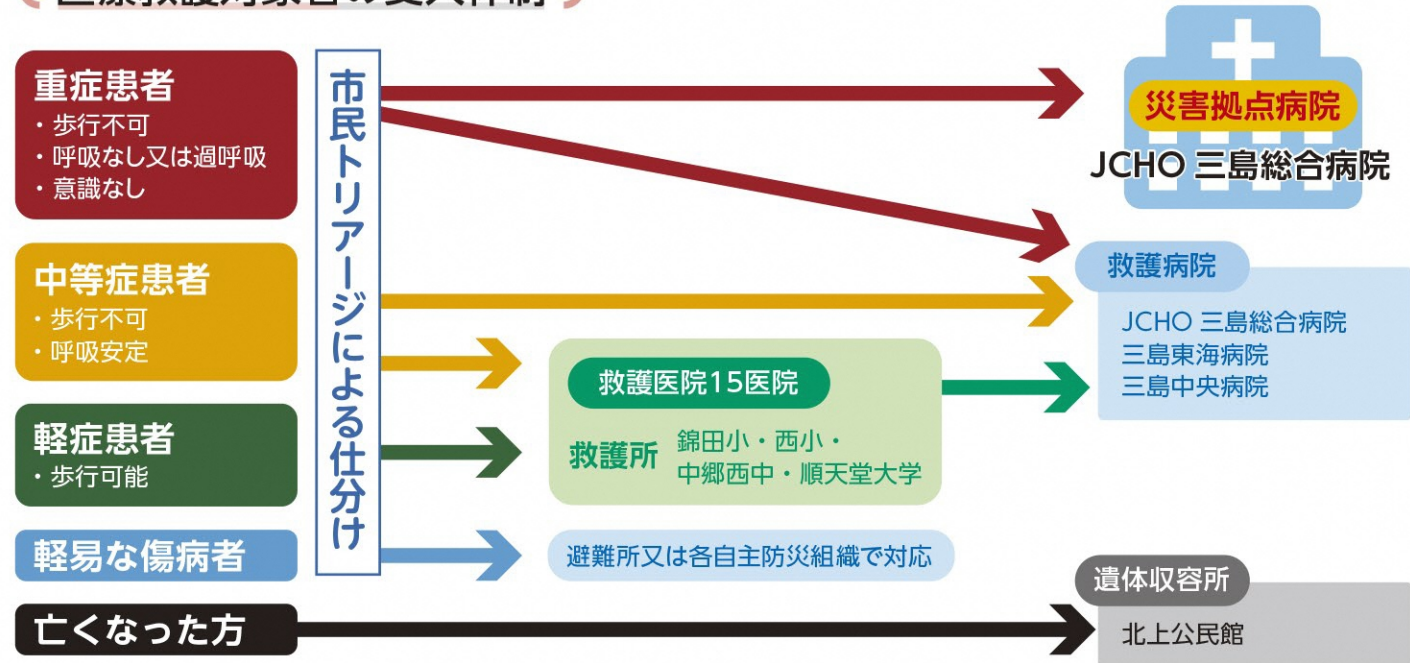
地震時の対応

災害時の医療救護体制

●災害時の医療体制の主な設置基準●

- ① 震度6弱以上の震度を計測したと気象庁が発表したとき。
- ② 市内の被害が甚大で、医療救護対象者が多数発生していると予想されるとき。

●医療救護対象者の受入体制●



●医療機関名●

番号	災害拠点病院	電話番号	所在地	番号	災害拠点病院	電話番号	所在地
	災害拠点病院			⑧	とくら山口医院	986-8690	徳倉2-4-13
①	JCHO三島総合病院	975-3031	谷田字藤久保2276	⑨	渡辺整形外科	987-1550	萩188
	救護病院				【中郷地区】		
①	JCHO三島総合病院	975-3031	谷田字藤久保2276	⑩	後藤医院	977-3115	梅名442-3
②	三島東海病院	972-9111	川原ヶ谷264-12	⑪	三愛医院	977-3770	中島67
③	三島中央病院	971-4133	緑町1-3	⑫	高野内科循環器科クリニック	977-0030	長伏226-1
	救護医院			⑬	川島胃腸科・外科クリニック	976-2555	松本4-6
	【旧市内】			⑭	斉藤医院	977-1413	大場82-2
①	鈴木整形外科医院	971-3653	泉町12-35	⑮	三島共立病院	973-0882	八反畑120-7
②	三島メディカルセンター	972-0711	南本町4-31		救護所		
③	山口医院	975-0559	栄町1-23	①	錦田小学校	975-0054	谷田966
④	川崎内科医院	972-8811	北田町4-14	②	西小学校	975-0416	緑町7-7
⑤	がくとう整形外科クリニック	975-0785	南町8-8	③	中郷西中学校	977-4707	梅名854-1
⑥	辻林内科	981-3211	加茂川町22-14	④	順天堂大学	991-3111	大宮町3丁目7-33
	【北上地区】						
⑦	芹沢病院	986-1075	幸原町2-3-1				

問合せ 健康づくり課 ☎ 973-3700

地震対策補助制度

●知って得する！「三島市の地震対策補助制度」●

平成31年4月1日現在の補助制度です。補助制度の内容は変更することがありますので、詳細については各担当課へお問い合わせください。

わが家の専門家診断事業 無料耐震診断

無料で専門家を派遣し、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震診断などを行います。電話・窓口・電子申請での受付が可能です。

既存建築物耐震診断事業

すべての建築物の「耐震精密診断」または木造住宅の「耐震補強計画作成」を建築士などの専門家に依頼する場合に要する経費の一部を補助します。

- 対象建物/昭和56年5月31日以前に建築された建築物
- 対象経費/耐震診断などに要する経費と市の基準額とを比較して少ない額
- 補助率/2/3以内 (木造住宅においては補助対象経費内)
- 補助限度額/200万円/棟 (木造住宅は154,000円/棟)

木造住宅補強計画策定事業

高齢者等世帯を対象に無料で専門家を派遣し、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震診断及び補強計画の策定を行います。

木造住宅耐震補強助成事業

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震補強工事に要する経費の一部を補助します。

- 対象建物/耐震診断の耐震評点が1.0未満の建物を補強計画に基づき1.0以上に補強する建物(ただし耐震評点が0.3以上向上する耐震補強工事に限る)
- 対象経費/耐震補強工事に係る経費
- 補助限度額/50万円 (高齢者等世帯は70万円)

※耐震補強のPRを行う場合は30万円上乗せ(令和3年3月まで)


木造住宅耐震補強助成事業(除却)

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の除却工事に要する経費の一部を補助します。

- 対象建物/耐震性が著しく劣る建物
- 対象経費/除却工事に係る経費
- 補助限度額/30万円(補助率23%以内)

しずおか住宅ローン優遇制度

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、耐震診断の結果1.0未満の住宅を建て替える場合など、低利融資制度を利用できます。詳細は、取り扱い金融機関またはしずおか住宅ローン優遇制度のホームページへ。



ブロック塀等耐震改修促進事業

地震で倒壊の危険性があるブロック塀などを撤去または改善する費用の一部を補助します。

- 対象経費
- 【撤去】撤去費用と撤去するブロック塀の延長に1m当たり9,000円をかけた額を比較して少ない額
- 【改善(一部地域のみ)】改善費用と改善するブロック塀の延長に1m当たり38,400円をかけた額を比較して少ない額
- 補助率/1/2以内
- 補助限度額(1敷地)撤去...18万円 改善...25万円

がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊など(土石流・地すべりを含む)により生命に危険をおよぼすおそれのある区域で、危険住宅の移転に伴い建物を除却する場合、経費の一部を補助します。

- 対象経費/危険住宅の除却などに要する経費
- 補助限度額/1戸当たり97万5千円

耐震補強等の補助制度の詳細については 建築住宅課 ☎983-2644

生け垣づくり用苗木の配布

生け垣は、地震の際にブロック塀のような倒壊の危険もなく、街に彩りと潤いを与え、空気をきれいにするほか、騒音も和らげます。安全かつ良好な生活環境の確保を図り緑豊かな街づくりを推進するため、生け垣づくり用の苗木(13種類)を条件付きで無償配布をしています。

- 申請期間/各配布月の前月末まで
- 配布時期/6月・10月・3月

問合せ 水と緑の課 ☎983-2643